

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を 求める意見書

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にすることで生活の質を大きく低下させる要因となっており、コミュニケーションの不足は、脳に入る情報量の減少に伴う脳機能の低下、社会的孤立やうつ病、認知症の発症に繋がると懸念されている。

また、平成 29 年 7 月開催の国際アルツハイマー病会議(A A I C)においてランセツト国際委員会は、高血圧、肥満、糖尿病等とともに難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、さらに令和 2 年には、「12 の要因の中で、難聴は最も大きな危険因子である」と指摘している。

我が国における難聴者率は欧米諸国と比べ大差はないが、補聴器の使用率は、著しく低い現状にある。この背景として、補聴器の価格が、片耳で数万円から高価なものでは数十万円と高額であり、かつ保険適用外であること、また、身体障害者福祉法に規定する身体障害者のうち、高度・重度難聴者に対しては、補装具費支給制度の適用があるものの、その対象者は限定的であることなどが挙げられる。このため、約 9 割の難聴者が、補聴器を全額自費で購入しているのが現状であり、特に低所得の高齢者にとっては大きな経済的負担となっている。

補聴器の普及により、高齢者が生活の質を維持し、心身の健康を保つことで、認知症予防や健康寿命の延伸につながり、ひいては医療費の抑制に資することが期待される。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を早急に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

福島市議会議長 萩原 太郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて

以上、提案する。

令和6年6月20日

提出者

福島市議会議員

七島奈緒
山田裕誠
丹治誠一
遠藤幸美
菅原美智子
斎藤正臣
石山波恵
石原洋三郎
川又康彦
大平洋人
渡辺敏彦